

感染症・食中毒の予防及び蔓延防止のための指針

1. 感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する基本的考え方

感染症・食中毒の予防に留意し、感染症・食中毒発生の際には原因の速やかな特定、蔓延防止に努め早期終息を図ることは介護事業者にとって重要である。感染症・食中毒予防及び蔓延防止対策を全従業者が把握し、指針に沿った介護が提供出来るよう本指針を作成するものである

2. 感染症・食中毒の対策及び対応について

当事業所では「介護現場における感染対策の手引き」「介護現場における感染対策マニュアル」「感染症・食中毒予防マニュアル」等によって適切な対策及び対応を行い、また新型インフルエンザ等（含 COVID19）に対する事業継続計画に基づき事業継続する

3. 感染症・食中毒発生及び蔓延防止のための委員会について

当事業所では、感染症・食中毒の予防及び蔓延防止等に取り組むにあたって「新型インフルエンザ等感染症対策委員会（以下、感染症対策委員会）」を設置し、次のことを検討する

- (1) 従業者等に感染症の基礎的内容等の適切な知識の普及を年1回以上行う
- (2) 感染症の発生時または感染症が疑わしい場合の対策及び対応を行う
- (3) 感染症・食中毒発生及び蔓延防止のための指針やマニュアル等の見直しを行う

4. 報告及び関係機関との連携について

感染症・食中毒が発生した場合、または感染症・食中毒が疑われる場合、従業者は速やかに状況を把握しサービス提供責任者へ報告、サービス提供責任者は事業所管理者へ報告、事業所管理者は理事に報告する。必要に応じて感染症対策委員会を設置して対応する

5. 担当者について

感染症対策を担当する者として、感染症対策担当者を置く

6. この指針の閲覧について

この指針は、当事業所の事務所に常設し、かつ当法人ホームページに掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます

付則

令和3年8月16日より施行します